保育所等訪問支援事業実施の取り扱い

保育所等の施設へ保育所等訪問支援事業所（以下「事業所」という。）が立ち入ることに対して、施設利用のための同意書を三者（保護者、保育所等施設、事業所）で締結していただくための同意書の様式（別添）を作成しました。

また、この同意書については、支給決定において必須の書類としておりませんので、締結に当たり必要であれば、ご活用ください。

同意書取得の流れは下記のとおりです。

**【保育所等訪問支援事業支給決定の流れ（参考）】**

①　保護者が相談支援事業所に保育所等訪問支援の利用希望を伝える。

②　保護者と相談支援事業所で保育所等訪問支援を行う事業所を決める。

③　保護者と相談支援事業所が訪問支援事業所に利用希望を伝える。

④　保護者または相談支援事業所が保育所等施設に保育所等訪問支援の利用　希望を伝え、町からの協力依頼文を渡す。

⑤　事業所が保育所等施設に連携を依頼するなどの調整を行う。

⑥　保護者、保育所等施設、訪問支援事業所の三者で、同意書を利用するなど

して、サービス提供について確認する。

⑦　相談支援事業所が障害児支援利用計画案を作成する。

⑧　保護者が猪名川町役場福祉課に支給申請の手続きを行う。

⑨　町がサービスの支給を決定する。

⑩　相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成する。

⑪　事業所と保護者が保育所等訪問支援の利用契約を行う。

⑫　事業所が保護者と保育所等施設からの聞き取りをもとに、個別の支援計画

を作成する。

⑬　保護者、保育所等施設、事業所で訪問支援開始日を調整する。

⑭　保育所等訪問支援が始まる。